

里親のこと。



あなたに知ってほしい。

里親になって
くださる方を
募集しています。

都内には、さまざまな事情により、家族と離れて暮らしている子どもたちが約4000人おり、その多くが、児童養護施設や乳児院で生活をしています。

板橋区では、そのような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育していただける里親を募集しています。

お問合せ先

03-5944-2374

8:30～17:00 月～金（祝・12/29～1/3を除く）

〒173-0001 東京都板橋区本町24-17



板橋区子ども家庭総合支援センター

Itabashi Support center for Children and Families

里親について、
詳しいことはこちら



里親って何で必要なの？

家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境です。特定の大人に見守られ、安心して生活できることや家庭でさまざまな経験を重ねることが子どもにとって非常に大切です。また子ども一人ひとりの状況にあった生活ができることも里親家庭の良さです。



里親の種類

1 養育家庭（里親）

養子縁組を目的とせず、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親。

2 養子縁組里親

養子縁組を前提として、養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育する里親。

3 専門養育家庭

虐待や障がい等専門的ケアを必要とする子どもを自分の家庭で養育する里親。

4 親族里親

両親が死亡、行方不明などにより子どもの養育ができない場合に祖父母等の親族がその子どもを育てる里親。



里親登録までの流れ

- 1 来所相談
- 2 研修の受講
(座学2日間・実習2日間)
- 3 申請書類の提出
- 4 家庭訪問・調査
- 5 児童福祉審議会での審議
- 6 里親認定・登録

里親 Q & A

Q 里親になるのに必要な資格はありますか？

A 特別な資格は必要ありませんが、里親になる前、里親になってからもさまざまな研修があり、子どもの養育に必要なことを学んでいただきます。

Q 経済的負担が心配です。

A 子どもを受託すると里親手当や子どもの生活費等が支給されます。また健康保険の範囲では、医療費はかかりません。

Q 夫婦でないと里親になることはできませんか？ また年齢制限はありますか？

A 養育家庭の場合は、ご夫婦のほか、事実婚や単身でも20歳以上の同居者がいる方であれば申込みことができます。また年齢制限はありません。養子縁組里親は、原則25歳以上かつご夫婦であることが条件です。

子育てをしながら

自分のお子さんを育てながら里親になっていただくこともできます。

短期間の預かり

親の入院などで、短期間（数日から数か月）子どもを預かっていただくこともあります。

中高生からの委託

家庭を必要としているのは小さい子どもだけではなく、中高生も一緒です。中高生からの委託もあります。